

千葉県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する実施要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(養成及び認定)

第2条 要綱第4条第1項第2号に定めるコーディネーターの養成研修を受講するに当たっては、「千葉県肝炎医療コーディネーター養成研修受講申請書」（様式1）により知事に対して申請するものとする。

2 要綱第4条第3項に定める認定証は、「千葉県肝炎医療コーディネーター認定証」（様式2）によるものとする。

3 要綱第4条第3項に定める登録名簿は、「千葉県肝炎医療コーディネーター登録名簿」（様式3）によるものとする。

(コーディネーターの活動状況の報告)

第3条 要綱第7条に定める報告は、「千葉県肝炎医療コーディネーター活動実施状況報告書」（様式4）又はちば電子申請サービスのアンケート様式によるものとする。

(認定証記載事項の変更等)

第4条 要綱第4条第4項第3号及び要綱第8条に定める届出並びに要綱第9条に定める申請は、「千葉県肝炎医療コーディネーター登録事項変更等届出（申請）書」（様式5）により行うものとする。

2 前項に定める要綱第4条第4項第3号及び要綱第8条の届出を行う場合、既に交付した認定証を返還する。

附 則

この要領は、平成29年9月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月19日から施行する。

新

(様式4)

(年度) 千葉県肝炎医療コーディネーター活動実施状況報告書

千葉県知事

様

配置機関

連絡先住所

氏名

電話番号

事項	報告内容	備考
肝炎の啓発活動	(該当する項目に○を付けてください。(複数回答可)) <ul style="list-style-type: none">肝炎の基本的知識に関する普及啓発肝炎に関する情報の入手先・相談先の案内啓発活動への参加・周知市民公開講座・継続研修等への参加	
受検・受診の勧奨等	(該当する項目に○を付けてください。(複数回答可)) <ul style="list-style-type: none">肝炎ウイルス検査の受検案内・勧奨検査陽性者への受診勧奨、専門医療機関の案内継続受診の重要性の説明	
支援制度の案内	(該当する項目に○を付けてください。(複数回答可)) <ul style="list-style-type: none">フォローアップ事業の案内初回精密検査や定期検査の費用助成、肝炎医療費助成等の制度の案内	
肝炎医療コーディネーターになって	(該当する項目に○を付けてください。(複数回答可)) <ul style="list-style-type: none">肝炎患に関する情報に関心を持った、情報収集するようになった感染対策・予防の知識が増えた肝炎患者さんの気持ちを考えるようになった差別・偏見について注意するようになった肝炎医療コーディネーターについて(他の人)話をした	

(注) 啓発、勧奨を実施した範囲に応じて作成するものとする。上記に記載しきれないときは、備考欄又は下記の「自由記載欄」に記載してください。

【自由記載欄】

旧

(様式4)

(平成 年度) 千葉県肝炎医療コーディネーター活動実施状況報告書

千葉県知事

様

配置機関

連絡先住所

氏名

電話番号

番号	事項	報告内容	備考
1	肝炎の啓発実施	(それぞれの項目のいずれかに○を付けてください) 実施の有無： 有 ・ 無 実施方法： 資料配付・説明会・その他 啓発対象者数： 人	
2	肝炎に関する相談	相談件数： 件	
3	肝炎ウイルス検査の勧奨等	(それぞれの項目のいずれかに○を付けてください) 実施の有無： 有 ・ 無 勧奨の方法： 口頭・紙面・その他 () 受検者数： 人	
4	要綱第5条(1)～(3)の者のみ ・医療機関 ・行政機関 ・職域	1 陽性者数 人 1 中の医療機関受診者数 人	

(注) 啓発、勧奨を実施した範囲に応じて作成するものとする。この際、各人員については、報告可能な範囲で記載するものとし、注記すべき点があれば備考欄に記載のこと。

【自由記載欄】